

公立小松大学情報システム運用基本規則

平成30年4月1日

規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって本学の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学情報システムを運用・管理するすべての者、並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次のものをいい、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。

ア 本学により、所有又は管理されているもの

イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの

(2) 情報

情報には次のものを含む。

ア 情報システム内部に記録された情報

イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

(3) 情報資産

情報システム並びに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記録された情報をいう。

(4) ポリシー

本学が定める「情報システム運用基本方針」及び「情報システム運用基本規則」をいう。

(5) 実施規程

ポリシーに基づいて策定される規程及び、基準、計画をいう。

(6) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインを指す。

(7) 利用者

教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用するものをいう。

(8) 教職員等

本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む）その他、全学実施責任者が認めた者をいう。

(9) 学生等

本学の学部学生、その他、全学実施責任者が認めた者をいう。

(10) 臨時利用者

教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用するものをいう。

(11) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(12) 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(13) インシデント

情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本学規則又は法律に反する事故あるいは事件という。

(14) 明示等

情報を取り扱う全ての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるようにする措置をいう。

（全学統括責任者）

第4条 本学情報システムの運用に責任を持つ者として、本学に全学統括責任者を置き、学長をもって充てる。

2 全学統括責任者は、ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。

3 全学統括責任者は、全学向け教育及び本学情報システムの運用に携わる者に対する教育を統括する。

4 全学統括責任者に事故があるときは、全学統括責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

（全学情報システム運用委員会）

第5条 本学情報システムの円滑な運用のための最終決定機関として、本学に全学情報システム運用委員会を置く。

2 全学情報システム運用委員会は以下を実施する。

(1) ポリシーの策定等

- (2) 情報システムの運用と利用及び教育に係る規程、手順及び教育計画の策定等
- (3) インシデントの再発防止策の検討及び実施
(全学情報システム運用委員会の構成員)

第6条 全学情報システム運用委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 全学実施責任者
- (2) 部局総括責任者
- (3) その他全学総括責任者が必要と認める者
(全学情報システム運用委員会の委員長)

第7条 全学情報システム運用委員会の委員長は、全学総括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
(全学実施責任者)

第8条 本学に全学実施責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 全学実施責任者は、全学統括責任者の指示により、本学情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の実施を行う。
- 3 全学実施責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。
- 4 全学実施責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。
(管理運営部局)

第9条 本学に、情報システムの管理運営部局を置き、事務局総務課をもって充てる。
(管理運営部局が行う業務)

第10条 管理運営部局は、全学実施責任者の指示により、以下の各号に定める事務を行う。

- (1) 本学情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ
- (2) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報
(部局総括責任者)

第11条 部局に部局総括責任者を置く。部局総括責任者は、学部は学部長を、事務局は事務局長をもって充てる。

- 2 部局総括責任者は、部局における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当する。
(役割の分離)

第12条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を同じ者が兼務しないこと。

- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認又は許可を行う者（以下、本項において「承認権限者等」という。）

(2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

- 2 前項の定めに係わらず、教職員等は、承認権限者等が有する職務上の権限等から、当該承認権限者等が承認又は許可（以下「承認等」という。）の可否の判断を行うことが不適切と認められる場合には、当該承認権限者等の上司に承認等の申請をする。この場合において、当該承認権限者等の上司の承認等を得たときは、当該承認権限者等の承認等を得ることを要しない。
- 3 教職員等は、前項の場合において承認等を与えたときは、承認権限者等に係る遵守事項に準じて、措置を講ずる。

(情報の格付け)

第13条 全学情報システム運用委員会は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第14条 全学総括責任者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

- 2 本学情報システムを運用・管理する者、並びに利用者及び臨時利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第15条 全学総括責任者は、本学情報システムの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(見直し)

第16条 ポリシー、実施規程及び手順を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

- 2 本学情報システムを運用・管理する者、並びに利用者及び臨時利用者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。